

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

目次

- ① 監理支援機関の許可の施行日前申請に関するもの
- ② 監理団体の許可を受けている場合に関するもの
- ③ 法人形態に関するもの
- ④ 監理支援機関の業務の実施に関するもの
- ⑤ 役員・職員に関するもの
- ⑥ 財産的基礎に関するもの
- ⑦ 外部監査に関するもの
- ⑧ 監理支援責任者に関するもの
- ⑨ 育成就労計画作成指導者に関するもの
- ⑩ 職業紹介の許可に関するもの
- ⑪ 組合等の団体としての活動に関するもの
- ⑫ 監理支援事業を行う事業所（監理支援事業所）に関するもの
- ⑬ 二国間取決め（協力覚書（MOC））に関するもの
- ⑭ 外国の送出国機関に関するもの
- ⑮ 外国の送出国機関の書類に関するもの
- ⑯ 監理支援機関の許可の申請に関するもの
- ⑰ 手数料等に関するもの

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
① 監理支援機関の許可の施行日前申請に関するもの		
1-1	育成就労運用要領に「追ってお示します」と書かれているものは、いつ公表されますか。	監理支援機関の許可に係る施行日前申請に必要な箇所（業務運営規程・個人情報適正管理規程の例、職種・作業と分野・業務区分の対応）については、施行日前申請の受付を開始するまでに公表される予定です。 また、その他の内容についても順次公表される予定です。
1-2	監理支援機関の許可申請の施行日前申請は、いつから、どこで受け付けますか。	施行日前申請は、令和8年4月15日から外国人技能実習機構本部審査課分室で受け付けます。申請を行う際は、外国人技能実習機構本部審査課分室宛てに申請書類を書留等（レターパックプラス（赤）など）で郵送（対面による手渡しで届き、受領印又は受領時の署名を行い、かつ「信書」を送ることができる方式）してください。 外国人技能実習機構本部審査課分室の住所及び連絡先については、令和8年3月末に外国人技能実習機構（以下「機構」といいます。）ホームページでお知らせする予定です。 施行日前申請においては、多くの申請が集中することが予想されます。施行日以降早期に監理支援事業を行うことを希望する場合は、監理支援事業を行う6か月以上前までに申請を行ってください。例えば、施行日（令和9年4月1日）から監理支援事業を行うことを希望する場合は、令和8年9月30日までに申請を行ってください。
1-3	施行日前申請をした場合、許可はいつされますか。	許可証については、令和9年4月以降に郵送することを予定しています（一部、令和8年8月31日までの申請については、令和9年3月に郵送することがあります）。 なお、申請書の記載不備や提出すべき書類の不足等、申請内容に不備があった場合は、機構の調査、主務省庁の内容確認等の手続きの順番が前後することとなるほか、不備を解消するために時間を要するため手続きが遅延し、ご希望の時期までに結果が出ないことがあります。
1-4	施行日より前に結果を知らせてもらうことはできますか。	許可証の発送をもって結果の通知とします。電話等でお問い合わせいただいてもお知らせすることはできませんのでご了承ください。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
1-5	施行日前に申請する場合、同時に優良な監理支援機関の認定に係る申請を行うこともできますか？	優良な監理支援機関の認定については、制度施行後の一定期間の業務の実施状況等に基づき評価を行いますので、施行日前申請及び制度施行直後の申請受付は行いません。よって、施行日前の申請と同時にすることはできません。 なお、優良な監理支援機関の基準の詳細や受付の開始時期等については、追ってお知らせする予定です。
1-6	監理支援機関の許可を受ける前に、育成就労に係る求人及び求職の申込みを受け、雇用関係の成立のあつせんをしても構いませんか。	監理団体の許可を受けている法人は、監理支援機関の許可を受ける前に、育成就労に係る求人及び求職の申込みを受け、雇用関係の成立のあつせんを業として行うことができます。 監理団体の許可を受けていない法人は、監理支援機関の許可を受けるまで、育成就労に係る求人及び求職の申込みを受け、雇用関係の成立のあつせんを業として行うことはできません。
② 監理団体の許可を受けている場合に関するもの		
2-1	既に監理団体の許可を受けているのですが、監理支援機関になるためには改めて許可申請を行う必要がありますか。	監理団体が監理支援機関として育成就労制度に関わる業務を行うためには、新たに監理支援機関の許可を受ける必要があります。
2-2	育成就労制度が始まった後に監理団体の許可の有効期間が切れてしまう場合、監理支援機関の許可を受けていたとしても監理団体の許可の有効期間更新申請は必要ですか。	施行日である令和9年4月1日の後に引き続き技能実習生を受け入れている場合には、同日後においても、監理団体の許可が必要ですが、育成就労制度の監理支援機関の許可を受けている場合は、技能実習制度における一般監理事業に係る許可を受けたものとみなされますので、別途監理団体の許可の有効期間を更新する必要はありません。 ただし、監理支援機関の許可を受けていない場合は、監理団体の許可の有効期間の更新が必要となりますので、ご注意ください。
③ 法人形態に関するもの		
3-1	中小企業組合として監理支援機関の許可を受けたいのですが、中小企業組合を設立するための方法を教えてくださいませんか。	全国中小企業団体中央会のホームページにおいて、設立運営支援のFAQが掲載されておりますので、ご参照ください。 https://www.chuokai.or.jp/index.php/associationsystem/managementssupport/ 詳細は、お近くの都道府県中小企業団体中央会又は全国中小企業団体中央会振興部(03-3523-4905)にお問い合わせください。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
3-2	監理支援機関の法人形態については、省令で原則として、商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人又は公益財団法人であることが必要とされていますが、これ以外の法人でも監理支援機関になれますか。	左記以外の法人形態で監理支援機関になろうとする場合には、 (ア) 監理支援事業を行うことについて特別の理由があること (イ) 重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いていること の双方を立証する必要があります。 なお、(ア)については、過去3年以内に、次の①又は②の業務を行った実績があり、申請時点において、当該業務を通年で実施していること(通年性)及び複数事業年度で実施していること(継続性)が必要であるとともに、当該実績を客観的かつ具体的な資料により立証する必要があります。 ① 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人として行う、我が国から外国への技能の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務 ② 技能実習制度における監理団体として行う、我が国から外国への技能の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務
④ 監理支援機関の業務の実施に関するもの		
4-1	(施行日前)申請の時点では育成就労実施者は1者だけでもいいですか。	育成就労実施者の数は、施行日前申請であっても、申請の時点で少なくとも2者以上である必要があります。もっとも、新規許可の申請時においては、監理支援が開始されていないことが想定される場所、許可後速やかかつ確実に監理支援を行う育成就労実施者の数が2者以上となる見込みであることが必要です。
4-2	協同組合の賛助会員や準会員でも、育成就労実施者になれますか。	監理支援機関の法人形態が商工会議所、商工会、中小企業団体、農業協同組合又は漁業協同組合である場合、育成就労実施者となる予定の者は、申請時点で申請者(監理支援機関)の会員又は組合員であることが必要です。
4-3	監理支援機関が取り扱う業務(育成就労産業分野及び業務区分)によって、監理支援機関に対して課される特別な条件がありますか。	介護、自動車整備、物流倉庫、漁業のいずれかの育成就労産業分野を取り扱う監理支援機関には、それぞれ特別に課される条件があります。特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針(分野別運用方針)を参照してください。これらの分野については、今後運用要領(別冊)が作成、公表される予定です。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
⑤ 役員・職員に関するもの		
5-1	「常勤」の職員とは、どのような者のことですか。	<p>「常勤」の職員は、監理支援機関に継続的に雇用されている職員をいいます。いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務する雇用形態（月給、日給などの給与形態は問いません。）の職員も含みます。例えば、以下の①又は②のいずれかに該当する場合は常勤の職員として扱って差し支えありません。</p> <p>①所定労働日数が週5日以上及び年間217日以上であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること</p> <p>②雇用保険の被保険者であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること</p>
5-2	役員や職員の人数について、「〇人以上」などの基準はありますか。	<p>監理支援機関の常勤の役員又は職員のうち、監理支援の実務に従事する者の人数が以下のいずれも満たしている必要があります。</p> <p>①2人以上いること</p> <p>②監理支援を行う監理型育成就労実施者の数を8で割った数を超えていること</p> <p>③監理支援の対象となる監理型育成就労外国人の数を40で割った数を超えていること</p>
5-3	常勤の役員や職員について、実際に監理支援事業を開始するまでに採用することとしていれば、許可申請の時点では人数の基準を満たしていなくてもいいですか。	<p>監理支援の実務に従事する役員又は職員の数、許可申請の時点で条件を満たしている必要があります。</p> <p>このことは、施行日前申請においても同様です。</p>
5-4	公益財団法人の評議員は、監理支援機関の役員として住民票及び履歴書を提出する必要がありますか。	<p>公益財団法人の評議員は、法人の役員には当たらないとされていることから、住民票及び履歴書の提出は不要です。</p>
⑥ 財産的基礎に関するもの		
6-1	明示的に「〇万円以上の資産」などの基準はありますか。	<p>財産的基礎について、資産が一定金額以上という基準はありません。申請者（監理支援機関）が一定程度の財産的基盤を有するかどうかは、債務超過の状態にないことにより判断されます。</p>

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
6-2	「預金通帳の写し等の現金・預金の額を証する書類」は、何を提出すればいいですか。	預金通帳のうち、団体名・口座番号・銀行名・支店名・預金種別が分かるページ及び直近3か月分の取引内容が分かるページのコピーを提出してください。 団体の適正な運営や不審な取引がないかを確認するため、黒塗りなどのマスキングは施さないでください。
6-3	なぜ、「預金通帳の写し等の現金・預金の額を証する書類」を提出しなければならないのですか。	監理支援機関になろうとする者が一定程度の財産的基礎を有することを確認するとともに、監理支援機関の事業所の賃借料や役職員の給料の支払い等、法人の事業に係る入出金が適正に行われているか確認するためです。
6-4	直近の財務諸表(貸借対照表)において債務超過となっている場合、監理支援機関の許可申請は可能ですか。	直近の事業年度末の時点で債務超過の状態にあった場合は、直近月時点の月次試算表を合わせて提出するなどの対応をし、債務超過の状態が解消されていることが確実に確認できた場合に限り、基準を満たしていると認められます。
⑦ 外部監査に関するもの		
7-1	団体の定款に「外部監査人の選任について」記載する必要がありますか。	定款への記載が必要であるか否かは、各団体の設立に関する関係法令によって異なると考えられますので、各所管庁にお問い合わせください。
7-2	監理支援機関と顧問契約を結んでいる弁護士、社会保険労務士や行政書士(弁護士法人、社会保険労務士法人、行政書士法人を含む)でも、当該監理支援機関の外部監査人になれますか。	監理支援機関と顧問契約を結んでいる場合であっても、要件に適合し、欠格事由に該当しなければ、当該監理支援機関の外部監査人になることができます。
7-3	監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者と顧問契約を結んでいる弁護士、社会保険労務士や行政書士(弁護士法人、社会保険労務士法人、行政書士法人を含む)でも、当該監理支援機関の外部監査人になれますか。	監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者と顧問契約を結んでいる弁護士等については、当該監理支援機関の外部監査人にはなれません。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
7-4	公認会計士、税理士、司法書士（監査法人、税理士法人、司法書士法人を含む）は外部監査人になれますか。	「士」であることのみをもって外部監査人になることはできません。 以下のいずれかに該当し、かつその他の要件に適合し、欠格事由に該当しないことが必要です。 ① 出入国又は労働に関する法令について高度な知識・経験を有する者 ② 外部監査人に係る講習実施機関として告示されている機関であって相当の実績がある者
7-5	複数の監理支援機関の外部監査人を兼任することは可能ですか。	複数の監理支援機関の外部監査人を兼任することは、要件に適合し、欠格事由に該当しなければ可能です。
7-6	従前、監理支援機関の役員であった者は、当該監理支援機関の外部監査人になれますか。	従前、監理支援機関の役員であった者についても、申請時点で役員を退任してから5年を超えている場合で、その他の要件に適合し、欠格事由に該当しなければ、当該監理支援機関の外部監査人になることができます。 なお、技能実習制度において監理団体が実習実施者に対して行う定期監査などの監理事業の業務に携わっていない、当該監理団体の非常勤の外部役員（指定外部役員）は、役員を退任してから5年以内であったとしても、その他の要件に適合し、欠格事由に該当しなければ、当該監理支援機関の外部監査人になることができます。
7-7	他の監理支援機関の役職員は、外部監査人になれますか。	既に特定の監理支援機関の役職員になっている者は、他の監理支援機関の外部監査人になることはできません。
7-8	外部監査人が行うこととされている同行監査は、傘下の全ての育成就労実施者に行かなければならないのですか。	外部監査人は、監理支援機関が行う育成就労実施者への監査に、監理支援機関の各事業所につき1年に1回以上同行して確認することが求められますが、傘下の全ての育成就労実施者に対し同行しなければならないということはありません。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
7-9	監理支援責任者等の養成講習は必ず受講しなければならないのですか。また、どのように実施されますか。	<p>外部監査人は、申請時点で過去3年以内に主務大臣が告示で定める外部監査人に対する講習（育成就労制度における養成講習）を修了した者でなくてはなりません。</p> <p>なお、育成就労法施行前に技能実習制度における監理責任者等講習を受講した者も外部監査人に選任することができます。</p> <p>養成講習機関名は、主務省庁のホームページ 出入国在留管理庁： https://www.moj.go.jp/isa/applications/titp/nyuukokukanri07_00144.html 厚生労働省： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html で案内していますので、ご確認の上、養成講習機関に受講の申し込みを行ってください。</p> <p>育成就労制度における養成講習については、改めて、育成就労制度運用要領などにおいてお知らせします。</p>
7-10	外部監査人は機構がインターネット上で自身の氏名を公表することに必ず同意していなければならないのですか。	外部監査人になる方は、外部監査人の代表者名や所在地などを機構ホームページにおいて公表することについて同意していることが必要です。
⑧ 監理支援責任者に関するもの		
8-1	監理支援責任者は、傘下の組合員又は会員の役員等でもなれますか。	監理支援機関における常勤性を確保すること等の要件を満たすことが可能であればなれますが、過去5年以内に役職員として在籍していた育成就労実施者等に対する監理支援に関与することはできません。申請時点で、当該事業所において監理支援を行う育成就労実施者若しくはその役職員である者又は過去5年以内にこれらの者であった者のいずれかに該当する者を監理支援責任者に選任するときは、他に当該育成就労実施者の監理支援に関与することができる監理支援責任者を選任する必要があります。
8-2	監理支援責任者と育成就労計画作成指導者は、兼任できますか。	両方の業務を適正にできるということであれば、兼任できます。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
8-3	監理支援責任者が受講しなければならない「主務大臣が告示で定める監理支援責任者に対する講習」とは何ですか。	<p>ご質問の講習（育成就労制度における養成講習）については、改めて、育成就労制度運用要領などにおいてお知らせします。</p> <p>経過措置として、育成就労法施行前に技能実習制度における監理責任者等講習を受講した者も監理支援責任者に選任することができます。</p> <p>養成講習機関名は、主務省庁のホームページ 出入国在留管理庁： https://www.moj.go.jp/isa/applications/titp/nyuukokukanri07_00144.html 厚生労働省： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html で案内していますので、ご確認の上、養成講習機関に受講の申し込みを行ってください。</p>
⑨ 育成就労計画作成指導者に関するもの		
9-1	どんな人が育成就労計画作成指導者になれますか。	監理支援機関の役職員のうち、取扱職種（育成就労外国人に育成就労を行わせる業務区分）について5年以上の実務経験を有する方、又は申請時を起点として遡った3年の間に技能実習法に基づく技能実習制度において取扱職種についての技能実習計画の作成指導経験（単に補助者として技能実習計画の作成を手伝ったり、助言したにとどまる場合は除く。）を有している方がなることができます。
9-2	育成就労計画作成指導者は、非常勤でもいいですか。	要件を満たせば、常勤・非常勤を問いません。
9-3	育成就労計画作成指導者は、一人で複数の分野を担当してもよいのですか。また、複数の者が担当してもよいのですか。	要件を満たせば、一人で複数の分野を担当しても構いません。また、複数の者が育成就労計画作成指導者となることも可能です。
9-4	育成就労実施者の役職員が監理支援機関の役職員でもあった場合、修得させようとする技能に関する一定の経験や知識を有していれば、育成就労計画作成指導者になることはできますか。	当該監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者の役職員は、当該育成就労実施者が作成する育成就労計画の作成指導をすることはできません。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
⑩ 職業紹介の許可に関するもの		
10-1	監理支援事業を行うにあたって、職業紹介事業の許可はいらないのですか。	育成就労法に基づき監理支援機関の許可を受ければ、別途、職業安定法の職業紹介事業の許可を受けなくとも育成就労に係る雇用関係の成立に限ってあっせんを行うことができます。
⑪ 組合等の団体としての活動に関するもの		
11-1	団体の定款に、「育成就労外国人の共同受入れ事業及び育成就労外国人の受入れに係る職業紹介事業」などのように、監理支援事業を行うことを記載する必要がありますか。	定款への記載は必要です。詳細については、各団体の設立に関する各所管庁にお問い合わせください。
11-2	育成就労に関する定款変更がまだ認可されていませんが、監理支援機関の許可の申請をしてもいいですか。	定款変更が認可されてから、監理支援機関の許可の申請をしてください。
11-3	提出資料に、直近2事業年度分の貸借対照表などが示されていますが、団体が設立されてから間がなく、2年分の資料がない場合には、申請できないのですか。	直近の2事業年度にかかる書類が存在しない場合には、例えば1事業年度分など、存在するものを提出してください。 また、法人設立後最初の決算期を終了していない場合には、法人設立時の貸借対照表や入出金の履歴を確認することができるものを提出してください。
⑫ 監理支援事業を行う事業所（監理支援事業所）に関するもの		
追ってお示します。		
⑬ 二国間取決め（協力覚書（MOC））に関するもの		
13-1	現在、二国間取決めを作成した国はありますか。	現在作成に向けて調整中であり、令和8年3月2日現在、二国間取決めを作成済みの国はありません。今後、二国間取決めが作成された場合は、機構ホームページにて順次情報を掲載していく予定ですので、最新の情報については機構ホームページをご参照ください。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
13-2	二国間取決めに基づき、認定を受けている送出機関のリストはどこで確認できますか。	<p>二国間取決め作成後、当該取決めに基づいて作成される認定送出機関リストについては、作成され次第、機構ホームページに掲載する予定です。</p> <p>また、二国間取決めの作成協議中の国から暫定送出機関リストが提供された場合は当該暫定送出機関リストを機構ホームページに掲載します。監理支援機関の許可の施行日前申請の時点で二国間取決めが作成されていない国の送出機関からの取次ぎを希望する場合は、当該暫定送出機関リストに掲載されている送出機関の中から契約を締結する送出機関を選択してください。</p>
13-3	二国間取決めを作成していない国から育成就労外国人を受け入れることはできますか。	<p>二国間取決めを作成していない国の送出機関から育成就労外国人を受け入れることはできません。また、受け入れる際に取次ぎを行う送出機関は、二国間取決めに基づき作成される認定送出機関リストに掲載された送出機関である必要があります。</p> <p>なお、監理支援機関の許可の施行日前申請の時点で二国間取決めが作成されていない国の場合は、機構ホームページの暫定送出機関リストに掲載された機関を、取次ぎを受ける送出機関として申請を行うことが可能です。ただし、前述のとおり取次ぎを行う送出機関は認定送出機関リストに掲載された送出機関である必要があることから、暫定送出機関リストに掲載されていたとしても、認定送出機関リストに掲載されていない機関については取次ぎを受ける送出機関としては認められません。この場合、改めて他の送出機関を探すことが必要となりますので、ご注意ください。</p>
⑭ 外国の送出機関に関するもの		
14-1	契約している送出機関が送出機関リストに載っていません。どうしたらいいですか。	送出機関リストに掲載されていない送出機関からの受入れはできませんので、他の送出機関を探す必要があります。
14-2	受入れを予定している国・地域の送出機関のリストが機構のホームページに掲載されていません。どうしたらいいですか。どのような資料を提出すればいいですか。	送出機関リストに掲載されていない国・地域からの受入れはできません。送出機関リストが掲載されるまでお待ちいただくか、送出機関リストが掲載されている国・地域からの受入れをご検討ください。
14-3	送出機関をどのように探したらいいですか。紹介してもらえませんか。	外国人技能実習機構では、特定の送出機関の紹介は行っていません。なお、送出機関リストを機構ホームページに掲載しますので参考にしてください。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
14-4	送出機関を追加することはできますか。 契約できる送出機関数に上限はありますか。	送出機関を追加・変更しようとする場合は、速やかに、監理支援機関許可申請書記載事項の変更申出書（機構様式）と添付資料を機構本部審査課分室に提出する必要があります。手続きや必要書類に関しては機構のホームページをご確認ください。 なお、令和8年12月28日（月）までに監理支援機関許可申請書記載事項の変更申出書（機構様式）と添付資料を提出できない場合は、育成就労法の施行日（令和9年4月1日）以降かつ許可後に変更届出書（育成就労法第32条第1項）を提出する必要があります。送出機関の追加の手続きが終わるまで育成就労計画を認定することはできませんので、注意してください。 監理支援機関が契約できる送出機関数に関しては、日本側では制限はありませんが、送出国側で制限がある場合があるため、送出機関を通じて、送出国政府にご確認ください。
⑮ 外国の送出機関の書類に関するもの		
15-1	「外国の送出機関が所在する国又は地域において事業を行うことを証する書類」（規則第43条第1項第10号ロ）とは、どのような書類を提出すればいいですか。	機構ホームページから送出機関リストを印刷し、対象の送出機関の番号部分に○印を付けて提出してください。
15-2	「申請者と外国の送出機関との間に締結された申請者が当該外国の送出機関から監理型育成就労の申込みの取次ぎを受けることに係る契約の写し」（規則第43条第1項第10号ハ）とは、どのようなものですか。	監理支援機関と送出機関の間で締結された、育成就労外国人になろうとする者からの求職の申込みの取次ぎにかかる契約書の写しです。 当該契約書には、送出機関に対して送出管理費を送金する際に使用する監理支援機関と送出機関双方の金融口座に係る情報が記載されていることが必要です。 なお、当該契約書に、監理支援機関が送出機関から監理支援費以外の手数料等や違約金を受け取ることを約する定めがある場合や、当該契約書とは別にそのようなことを約する覚書を交わしている場合は、不許可又は許可取消し等の対象となります。
15-3	送出機関との契約書で注意しなければならないところはどこですか。	送出機関との契約は私人間の契約ですが、育成就労法により禁止されている事項（キックバック、違約金、社会通念を逸脱した供応接待等）について設けている場合には、適切な送出しとは認められないため、ご注意ください。
15-4	送出機関が暫定送出機関リストに掲載される前に、同送出機関と契約を締結しても問題ありませんか。	暫定送出機関リストが掲載される前に送出機関と契約を締結すること自体は問題ありませんが、当該送出機関が暫定送出機関リストに掲載されたことを確認した上で許可の申請をするようにしてください。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
15-5	技能実習生になろうとする者からの求職の申込みの取次ぎに係る契約を既に締結している送出機関から、育成就労外国人になろうとする者からの求職の申込みの取次ぎを受ける場合、改めて契約を締結する必要がありますか。	現在締結している契約が技能実習の送り出しに係る契約である場合は、育成就労外国人になろうとする者からの求職の申込みの取次ぎに関する契約を改めて締結していただく必要があります。
⑯ 監理支援機関の許可の申請に関するもの		
16-1	委任状とはどういうものですか。	申請書の提出や許可証等の受領を第三者（例：行政書士、社会保険労務士）に委任する場合に提出するものです。申請者（監理支援機関の許可を申請する団体の役職員）が直接行う場合、提出の必要はありません。
⑰ 手数料等に関するもの		
17-1	調査手数料の額と振込方法を教えてください。	申請手数料及び調査手数料の額、調査手数料の振込方法については、令和8年3月末に機構ホームページでお知らせします。 監理団体に関する調査手数料の振込先に振り込まないよう、注意してください。
17-2	先日、許可申請の書類を郵送しましたが、調査手数料の金額を誤って納めてしまいました。どうすれば良いでしょうか。	<p>○決められた額を超過している場合 超過した額を放棄する場合は、納めた調査手数料と決められた調査手数料の差額の返還を放棄する旨書面（署名・捺印）を機構本部審査課分室に送付してください。 超過した額の放棄を希望しない場合は、再度決められた調査手数料を納め、払込を証明する書類を調査手数料払込申告書に貼付したうえで機構本部審査課分室に送付いただければ、当初納めた調査手数料は返金できます。その場合、別途ご案内する調査手数料返還請求書を提出いただくこととなります。</p> <p>○決められた額より少ない場合 納めた調査手数料と決められた調査手数料の差額を再度調査手数料払込申告書で振り込んで機構本部審査課分室に郵送してください。</p>

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
17-3	先日、許可申請の書類を郵送しましたが、申請手数料(収入印紙)の額を誤って納めてしまいました。どうすれば良いでしょうか。	<p>○決められた額を超過している場合 超過した額を放棄する場合は、電話連絡いただければ申請書の収入印紙欄の近くに「〇月〇日〇〇氏放棄了承済み」と審査課で追記します。 超過した額の放棄を希望しない場合は、別途正しい額の収入印紙を貼付した申請書を送っていただければ、当初の収入印紙が貼付された申請書を返還します。</p> <p>○決められた額より少ない場合 不足している以上の金額の収入印紙を郵送いただければ受理できます。ただし、収入印紙の合計額が決められた額を超過する場合は、超過した額分の収入印紙を放棄を了承いただく必要があります。</p>
17-4	先日、許可申請の書類を郵送しましたが、登録免許税の納付先を誤ってしまいました。どうすれば良いでしょうか。	<p>麴町税務署又は納付できる金融機関で、「麴町税務署」宛てに登録免許税を納付し、領収証書の原本を登録免許税納付申告書に貼付した上で機構本部審査課分室に郵送してください。機構での手続き後、誤って納付した登録免許税納付申告書の原本を返送するので、原本を持って納付した税務署又は登録免許税を振り込んだ金融機関で還付を受けてください。</p>